

九州厚生局熊本事務所届出事項一覧表

○ 基本診療料

- ・急性期病院A一般入院料
- ・急性期総合体制加算4
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算¹ 15対1
- ・急性期看護補助体制加算25対1
(看護補助者5割未満)
- ・急性期看護補助体制加算(夜間100対1)
- ・急性期看護補助体制加算
(夜間看護体制加算)
- ・看護職員夜間配置加算 16対1
- ・看護補助体制充実加算
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・術後疼痛管理チーム加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
(医療安全対策地域連係加算1)

○ 特掲診療料

- ・外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
- ・心臓ペースメーカー指導管理料
(遠隔モニタリング加算)
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注3
に規定する遠隔モニタリング加算
- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ
- ・がん患者指導管理料ロ
- ・がん患者指導管理料ハ
- ・がん患者指導管理料ニ
- ・移植後患者指導管理料(臓器移植後)
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・下肢創傷処置管理料
- ・地域連携小児夜間・休日診療料の注2、
地域連携夜間・休日診療料の注2及び
救急外来医学管理料の注7に規定する
院内トリアージ実施体制加算
- ・救急外来医学管理料1及び同注3に規
定する救急外来緊急検査対応加算1
- ・外来放射線照射診療料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料
(注3相談支援加算)
- ・心不全再入院予防継続管理料1及び2
- ・がん治療連携計画策定料
- ・外来排尿自立指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び
電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・歯科治療時医療管理料
- ・口腔機能実地指導
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物
居住者訪問看護・指導料の注2
- ・在宅療養後方支援病院
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2
に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体
制加算
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジ
ポンプと連動する持続血糖測定器を用い
る場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- ・BRCA2/1遺伝子検査
(血液を検体とするもの)
(腫瘍細胞を検体とするもの)
- ・先天性代謝異常症検査
- ・抗HLA抗体(スクリーニング抗体)
及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出
(簡易ジェノタイプ判定)
- ・ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝
子多項目同時検出
- ・ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
(髄液)
- ・検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・検体検査管理加算(Ⅳ)
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキ
ングテスト
- ・胎児心エコー法
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・神経学的検査
- ・補聴器適合検査
- ・コンタクトレンズ検査料Ⅰ
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・内服・点滴誘発試験
- ・経頸静脈の肝生検
- ・CT透視下気管支鏡検査加算
- ・精密触覚機能検査
- ・画像診療管理加算2

- ・感染対策向上加算1
(指導強化加算)
(微生物学的検査体制加算)
- ・患者サポート体制充実加算
- ・褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・報告書管理体制加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・病棟薬剤業務実施加算2
- ・病棟薬剤業務実施加算3
- ・データ提出加算2
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・入退院支援加算1(入院時支援加算)
(総合機能評価加算)
(地域連携診療計画加算)
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・地域医療体制確保加算1

- ・CT撮影及びMRI撮影
(MRI(1.5テスラ以上3テスラ未満))
(64列以上128列未満のマルチスライスCT)
(MRI(3テスラ以上))
(128列以上のマルチスライスCT)
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・心臓MRI撮影加算
- ・乳房MRI撮影加算
- ・小児鎮静下MRI撮影加算
- ・頭部MRI撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理料
- ・外来化学療法加算1
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
(連携充実加算)
- ・無菌製剤処置料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・多血小板血漿処置
- ・ストーマ合併症加算
- ・手術用顕微鏡加算
- ・口腔粘膜処置
- ・歯科技工士連携加算1
- ・光学印象
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・後縦靱帯骨化症手術
(前方進入によるもの)
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・腫瘍脊椎骨全摘術
- ・緊急穿頭血腫除去術
- ・脊髄刺激装置植込術及び
脊髄刺激装置交換術
- ・内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔
手術)及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍
手術(頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る。)
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算1
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算2
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術
(乳房切除後)(内視鏡下によるものを含む。)
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術
(乳房切除後)(内視鏡下によるものを含む。)(一次一期的再建)
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術
(乳房切除後)(内視鏡下によるものを含む。)(一次二期的再建)
- ・乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・気管支バルブ留置術
- ・胸腔鏡下肺切除術(区域切除及び肺葉
切除術又は1肺葉を超えるものに限る。)
- (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除
(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る。)
- ・胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除、
肺葉切除又は1肺葉を超えるもの
及び気管支形成を伴う肺切除に限る。)
- (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ
波焼灼療法
- ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡に
よるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔
瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの、等
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・高速回転式経皮経管アテレクトミー
カテーテルによるもの
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・アテローム切除アブレーション式血管
形成術用カテーテルによるもの
- ・不整脈手術左心耳閉鎖術(経カテーテル
的手術によるもの)
- ・経皮的中隔心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメー
カー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメー
カー交換術(リードレスペースメーカー)

- ・特定集中治療室管理料2
(早期離床・リハビリテーション加算)
(早期栄養介入管理加算)
(広範囲熱傷管理加算)
(「注2」に掲げる小児加算)
- ・小児入院医療管理料4
(養育支援体制加算)
- ・歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・歯科外来診療感染対策加算3
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・電子的診療情報連携体制整備加算2
- ・電子的歯科診療情報連携体制整備加算1
- ・電子的診療情報連携体制整備加算1
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ・精神疾患診療体制加算
- ・医療提供機能連携確保加算
- ・継続的に質上げに係る取組を実施して
いる保険医療機関の基準

- ・両心室ペースメーカー移植術(経静脈
電極の場合)及び両心室ペースメーカ
ー交換術(経静脈電極の場合)
- ・植込型除細動器移植術(経静脈リードを
用いるもの、皮下植込型リードを用いるも
の又は胸骨下植込型リードを用いるも
の)、植込型除細動器交換術(その他の
もの)及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペースング機能付き植込型除細動器
移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペ
ースング機能付き植込型除細動器交換術
(経静脈電極の場合)
- ・大動脈内バルーンパンピング法^(IABP法)
- ・経皮的下肢動脈形成術
- ・腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側)
(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジ
オ波焼灼療法
- ・バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除
を伴うもの)
- ・胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及
び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除)
- ・腹腔鏡下肝切除術(壺区域切除、1区
域切除(外側区域切除を除く。)、2
区域切除及び3区域切除以上のもの)
- ・生体部分肝移植術
- ・腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡
手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術
用支援機器を用いるもの)
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱
炎手術(経尿道)
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
- ・尿道狭窄グラフト再建術
- ・人工尿道括約筋植込・置換術
- ・精巣温存手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手
術用支援機器を用いるもの)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16
に掲げる手術
- ・周術期栄養管理実施加算
- ・輸血管理料Ⅰ
- ・輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・歯根端切除手術の注3
- ・レーザー機器加算
- ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静
(声門上器具又は気管挿管による気道
確保を伴わないもの)1
- ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静
(声門上器具又は気管挿管による気道
確保を伴わないもの)2
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・麻酔管理料(Ⅱ)
- ・高エネルギー放射線治療
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
(標本の受信区分)
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
(届出状況:病理診断管理加算1)
- ・病理診断管理加算1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・口腔病理診断管理加算1
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能
力検査
- ・看護職員処遇改善評価料58
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)^{の注5}
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
の注5
- ・入院ベースアップ評価料116
- ・歯科技工所ベースアップ支援料
- ・酸素の購入単価
- ・酸素の購入単価:CE算定単価 0.09円
- ・酸素の購入単価:小型ボンベ算定
単価 1.76円